令和８年１０月３０日一部改正

医業承継診療所施設設備整備支援事業に係る留意事項

第１　趣旨

診療所は地域の初期救急や在宅医療等を担っており、基幹病院の医療機能を補完していることから、地域医療構想における機能分化・連携を図るうえで重要な役割を果たしている。

このことから地域における診療所の新規開業を支援するため、医業承継支援事業及び歯科医業承継支援事業のマッチングにより診療所を承継する医師が開業後に実施する施設及び設備の整備等に係る経費を補助する。

第２　補助の要件

(1) 医業承継支援事業及び歯科医業承継支援事業によりマッチングされ、医業承継成立の日から１年以内の申請であること。なお、本事業申請前に着手した施設整備、設備整備であっても、医業承継成立日以降に着手した場合は、本事業の対象とする。

(2) 当補助事業の申請は一回の承継につき一度とする。

(3) 地域の中で以下のいずれかを実施すること。

ア　初期救急医療

イ　在宅医療

第３　施設・設備整備における補助対象経費は次のとおりである。

(1) 承継した施設の改装にかかる費用等

ア　次の要件を全て満たすものとする。

① 診療所としての機能を果たす上で必要と認められるもの。

② 事業によって施設の利便性が向上すること。

イ　補助基準額は別表の区分１とする。

(2) 医療機器の購入にかかる費用等

ア　次の要件をすべて満たすものとする。

① 開業する医院の診療科目から見て必要と認められる機器であること。

② 整備費の単価が１０万円以上であること。

③ 機器のスペック等がカタログ等で明確に確認できるものであること。

イ　補助基準額は別表の区分１とする。

(3) その他医業の承継にかかる費用

① 開業する上で必要な電気工事、水道工事

② 施設に付帯する駐車場の整地費用

③ 不要な既存の医療機器の廃棄にかかる費用

第４　補助対象外費用

次に掲げる費用については、補助の対象としない。

(1) 土地の取得及び賃借に要する費用

(2) 既存建物の買収及び賃借に要する費用
(3) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
(4) 新設の伴わない既存建物の解体工事に要する費用
(5) 休憩室にかかる工事及び休憩室で使用する設備に要する費用
(6) その他医業承継に必要な経費として適当と認められない費用

第５　交付申請

補助金の交付申請にあたっては、要綱第３条第２項に定めるものを提出すること。

なお、同条第２項第５号に定める「その他知事が必要と認める書類」は、次のとおりとする。

(1) 医業承継診療所施設設備整備支援事業計画書（別紙様式第１号）
(2) 補助対象経費の金額が分かる書類（見積書、工事内訳書等）
(3) 整備する設備の能力・規格等が分かる書類（カタログ、仕様書等）
(4) 医業承継にかかる土地・建物売買契約書等
(5) その他参考となる書類

第６　実績報告

実績報告にあたっては、要綱第１０条第１項に定めるものを提出すること。

なお、同条第１項第５号に定める「その他知事が必要と認める書類」は、次のとおりとする。

(1) 医業承継診療所設備施設整備支援事業実績報告書（別紙様式第２号）
(2) 補助対象経費の金額が分かる書類（納品書写し、請求書写し等）
(3) 工事請負契約書・売買契約書等の写し（変更契約書等を含む。）
(4) 補助事業完成後の施設及び設備の写真
(5) 補助事業完成後の施設及び設備の構造概要及び平面図
(6) 建築基準法第７条第５項の規定による検査済証の写し（検査を要しない工事については除く。）
(7) 支払いが確認できる書類（振込依頼書写し、領収書写し等）
(8) その他参考となる書類

第７　その他

(1) 補助金交付後、承継した診療所を継続して運営することができず、本事業の目的を達成できない場合は補助対象外とし、補助金の返還を求める場合がある。継続して診療所を運営する期間は少なくとも５年を目途とする。
(2) 補助対象経費の算定にあたっては複数の業者から見積を徴収し、適切な費用を算定することとし、やむを得ず一者見積とする場合は、その理由を説明でき、認められるものでなければならない。